

令和5年度

埴町一般会計補正予算書

(令和5年5月1日 専決)

福 島 県 埴 町

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度埴町一般会計補正予算について、下記のとおり専決処分する。

令和5年5月1日

埴 町 長 宮 田 秀 利

記

令和5年度埴町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度埴町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,170千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,913,070千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国 庫 支 出 金		459,577	6,170	465,747
	2 国 庫 補 助 金	258,650	6,170	264,820
歳 入	合 計	6,906,900	6,170	6,913,070

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		1,159,179	6,170	1,165,349
	2 児 童 福 祉 費	269,232	6,170	275,402
歳 出	合 計	6,906,900	6,170	6,913,070

